平成30年度第7回 山口市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成30年12月14日(金)午前9時30分~午前11時10分
- 2 場 所 山口市役所(山口総合支所) A会議室
- 3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中24名:推進委員6名) 荒瀨 澄枝、伊藤 良雄、上田 正士、小野 基之、海地 博志、 片山 濶之、賀屋 忠之、河村 吉人、神田 一夫、田戸 洋志、 恒冨 竹司、徳田 文雄、中川 惠美子、中谷 敏明、原田 雅恵、 原田 好子、藤村 守、藤原 敏郎、安田 敏男、安野 正純、 山根 伊都子、山根 良男、山見 智盟、吉冨 崇子

北部から推進委員出席者を記載する 岡本 公一、徳本 優、中川 晴吉、長尾 進、國長 廣治、 中山 隆之

- (2) 欠席委員(0名)
- (3)事務局 末貞局長・山根参事・岩本副主幹・浦部
- (4) 会議傍聴人
- 4 会議 (1)議事録署名委員指名
 - (2) 議案審議
 - (3) その他連絡事項

安田会長

皆様、おはようございます。

これより平成30年度第7回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席24名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

田戸 洋志委員及び恒冨 竹司委員にお願いいたします。

(これより、座って進行させていただきます。)

それでは、農地法第3条にかかる申請についての審議を始めます。

農地法に係る第1号議案から第17号議案まで、事務局より議案説明をお 願いします。

事務局岩本

それでは1ページをお開きください。

合わせて、参考位置図1ページをお開きください。

議案第1号、仁保中郷です。

申請地は、JR仁保駅から東へ1kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住する、農業兼団体職員です。

申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、46アールとなりますが、山口市が定めた別段面積30アールに達しており、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第2号、下小鯖です。

申請地は、山口インターチェンジから南へ400mに位置する、都市計画 法の規定による用途地域が定められた地域内にある、第3種農地です。以下、 都市計画法による用途地域につきましては、単に用途地域内と説明させてい ただきます。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

以前から耕作している申請地を譲り受け、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は、60アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第3号、は取下げられました。

議案第4号、矢原です。

申請地は、JR矢原駅から西へ50mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。 取得後の経営規模は58アールとなり、また、農地法第3条第2項の各号 には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第5号、朝田です。

申請地は、JR大歳駅から南東へ410mに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は防府市内に居住する農業兼会社員です。

申請人が所有する譲渡人の自宅に隣接する宅地と、申請人が既に大半を所有する田の一部となっている申請地を交換するものです。

取得後の経営規模は52アールとなり、また、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第6号、陶です。

申請地は、名田島地域交流センターから北東へ800mに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

隣接地を所有しており、譲渡人の要望に応え申請地を取得し、農業経営の 拡大を図るものです。

取得後の経営規模は51アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第7号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から北へ1.1 kmに位置する集団的に存在する 第1種農地です。

申請人は市内に居住する農業兼会社員です。

譲渡人の要望に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は61アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第8号、嘉川、江崎です。

申請地は、JR上嘉川駅から東へ220mから南東へ610mに位置する、農用地区域内の農地、及び公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地、及び公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は、市内に居住し、塗装業を営む者です。

申請地を買い受け、新たに農業経営を行うものです。

取得後の経営規模は、43アールとなりますが、山口市が定めた別段面積30アールに達しており、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第9号、深溝です。

申請地は、JR深溝駅から北西へ990mに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

以前から花卉栽培を行っており、自宅に隣接する申請地を取得し農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、115アールとなり、農地法第3条第2項の各号に は該当せず、許可要件は満たしております。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第10号、佐山です。

申請地は、JR本由良駅周辺90mから410mに位置する、農用地区域内の農地、及び公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は、宇部市内に居住する農業兼会社役員です。

譲渡人の要望に応え、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、201アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第11号、小郡下郷です。

申請地は、JR新山口駅から南西へ1.1 kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

申請地を譲り受け、経営規模の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、143アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第12号、徳地八坂です。

申請地は、徳地地域交流センター八坂分館から北へ1.1 kmに位置する公 共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は市内に居住する農業兼会社員です。

譲渡人の要望に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は132アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第13号、阿東蔵目喜です。

申請地は、阿東地域交流センター生雲分館から南西へ4.2 mから4.6 k mに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

農業後継者として申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、152アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第14号、阿東徳佐上です。

申請地は、JR船平山駅から南東へ1.6kmに位置する農用地区域内の 農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、208アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、この事案につきましては、法人に収益権が設定されている農地で、 当該法人の構成員にその所有権を移転する場合であって、当該法人が引き続 き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められますので、許 可の対象となるものです。

議案第15号、阿東徳佐上です。

申請地は、JR船平山駅から南東へ2.2kmに位置する農用地区域内の 農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

申請地を後継者として贈与により譲り受け、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は、244アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第16号、阿東徳佐上です。

申請地は、JR船平山駅から南東へ960mに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

自作地に隣接する申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、720アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第17号、阿東徳佐上です。

申請地は、JR船平山駅から南東へ930mに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、714アールとなり、農地法第3条第2項の各号に は該当せず、許可要件は満たしております。

なお、この事案につきましては、法人に収益権が設定されている農地で、 当該法人の構成員にその所有権を移転する場合であって、当該法人が引き続 き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められますので、許 可の対象となるものです。

以上で農地法第3条の全議案の説明を終了します。

御審議よろしくお願いいたします。

安田会長

次に、該当する地区協議会での協議結果を順次お願いします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

北部地区委員

問題ありません。

中央地区委員

問題ありません。

川東地区委員

問題ありません。

川西地区委員

問題ありません。

徳地地区委員

問題ありません。

阿東地区委員

問題ありません。

安田会長

事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案 審議に入ります。議案第1号から議案第17号につきましては、先ほど関係 座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出され ております。該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろ しくお願いします。

なお、議案第7号につきましては、利害関係者に当たる原田委員がいらっしゃいますので、他の議案と切り離して、最初に議案第7号の審議を行います。

恐れ入りますが、原田委員は、この議案の採決終了まで御退席をお願いします。

(事務局の誘導により、原田委員、退席)

それでは議案第7号の議案審議に入ります。 委員の皆さんの意見を求めます。意見・質問はありませんか。

【意見なし】

安田会長

特に意見がないようですので、以上で議案第7号の議案審議を終わります。

それでは採決に入ります。

ただいま審議しました議案第7号について採決を行います。 議案第7号について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員举手(多数)】

安田会長

挙手多数と認め、ただいま審議いたしました議案第7号について、許可と いたします。

それでは、以後の議案につきましては、原田委員の審議参加を認めます。 原田委員の入室をお願いいたします。

(事務局の誘導により、原田委員入場)

安田会長

引き続き、農地法第3条に係る、第7号議案以外の審議を行います。 委員の皆さんの意見を求めます。御意見等はありませんか。

【意見なし】

安田会長

特に意見がないようですので、以上で農地法第3条申請についての議案審議を終わります。

それでは、採決に入ります。

ただいま審議しました農地法第3条に係る申請について、議案第1号から 議案第2号、議案第4号から議案第6号及び議案第8号から議案第17号に ついて、一括で採決を行います。

農地法第3条に係る申請について、全て許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員举手(多数)】

安田会長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第3条にかかる申請について は、全て「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。 農地法第4条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局岩本

それでは議案の12ページをご覧ください。 合わせて、参考位置図23ページをお開きください。

議案第18号、宮野上です。

申請地は、JR仁保駅から南西へ1.8kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

自宅に新たに合併浄化槽を設置するため、及び駐車場が不足しているため、 自宅に隣接する申請地を住宅敷地として拡張を行うものです。

議案第19号、葵二丁目です。

申請地は、JR湯田温泉駅から西へ1kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

申請地周辺は住環境に恵まれ、集合住宅の要望が多いため、共同住宅を建設するものです。

議案第20号、秋穂東です。

申請地は、大海総合センターから北西へ150mに位置する、公共施設から 近距離の地域内にある、第3種農地です

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

日照条件の良い申請地に太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

議案第21号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1.3kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、岩国市内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地に太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

議案22号、阿東地福下です。

申請地は、JR三谷駅から南西へ1.4kmに位置する農用地区域内の用途区分が変更された農地です。

申請人は、市内に居住し農業を営む者です。

農業用機械の増加により手狭なため申請地に新しく農機格納庫を建設するものです。

なお、この事案につきましては、農用地利用計画において指定された用途に供するための転用であり、農地法第4条第6項本文ただし書きに該当し、 許可の対象となるものです。

以上の農地法第4条の議案第18号から議案第22号につきましては、議案書及びただいま御説明しましたとおり、農地法第4条第6項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。

御審議よろしくお願いいたします。

安田会長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。 なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

中央地区委員

問題ありません。

川東地区委員

問題ありません。

川西地区委員

問題ありません。

阿東地区委員

問題ありません。

安田会長

事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

議案第18号から議案第22号につきましては、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。 該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願い します。

それでは、審議に入ります。委員の皆さんの意見を求めます。意見・質問 はありませんか。

吉冨委員

議案第21号の嘉川地区の太陽光発電についてですが、参考位置図の26 ページですが、この周りは全部、太陽光発電になっているということですか。

事務局

参考位置図の申請地の周りは全部、太陽光発電の許可が出ています。

吉冨委員

了解しました。

安田会長

他に意見はありますか。

【意見なし】

安田会長

それでは、以上で農地法第4条の議案第18号から議案第22号に係る議 案審議を終わります。採決に入ります。只今審議しました農地法第4条に係 る審議について、採決を行います。

農地法第4条に係る申請について、「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

安田会長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第4条に係る申請については、 山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い「許可」といたします。

それでは、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。 農地法第5条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局岩本

それでは、議案の17ページをご覧ください。 合わせて、参考位置図28ページをお開きください。

議案23号、仁保下郷です。

申請地は、山口インターチェンジから北西へ2.9kmに位置する農用地区域内の用途区分が変更された農地です。

申請人は、市内に本店を有し、畜産物生産加工販売業を営む法人です。 既存の堆肥舎が手狭なため、堆肥舎を新たに建設するものです。

なお、この事案につきましては、農用地利用計画において指定された用途に供するための転用であり、農地法第5条第2項本文ただし書きに該当し、 許可の対象となるものです。

議案24号、上小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから南西へ1.7 kmに位置する農用地 区域内の用途区分が変更された農地です。

申請人は、市内に主たる事務所を有する農地所有適格法人です。

農業経営規模の拡大に伴い、農産物検査や資材保管用の農舎を新たに建設するものです。

なお、この事案につきましては、農用地利用計画において指定された用途に供するための転用であり、農地法第5条第2項本文ただし書きに該当し、 許可の対象となるものです。

議案第25号、下小鯖です。

申請地は、山口インターチェンジから南へ930mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

大型アウトドア店舗建設に伴い、来客者専用の車両通路として整備するものです。

議案第26号、大内御堀一丁目です。

申請地は、JR山口駅から南東へ520mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、広島県福山市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。 日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業の拡 大を図るものです。

議案第27号、大内御堀一丁目です。

申請地は、JR山口駅から南東へ530mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、広島県福山市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。 日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業の拡 大を図るものです。

議案第28号、大内千坊二丁目です。

申請地は、JR山口駅から南東へ1.2kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、福岡県糟屋郡新宮町内に居住する、会社員です。

山口市内に転勤となり、実家に隣接する申請地を借り受け、自己用住宅を 建設するものです。

議案第29号、大内矢田北五丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから南東へ770mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に主たる事務所を有する、医療法人です。

申請地周辺は人口の増加や高齢化により需要が見込めることから、有料老人ホームを建設するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施 行といたします。

以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第30号、大内長野です。

申請地は、山口インターチェンジから北へ1.7kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する、会社役員です。

自分が経営する借受会社の事業の拡大に伴い、既存の資材置場が手狭となったため、申請地を取得し貸資材置場として整備し、貸し付けるため敷地拡張するものです。

議案第31号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北東へ1.7kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、鹿児島県霧島市内に居住し、太陽光発電事業を営む者です。

日照条件の良い申請地に太陽光発電設備を設置し売電事業の拡大を図るものです。

議案第32号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北東へ1.7 kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地に太陽光発電設備を設置し売電事業の拡大を図るものです。

議案第33号、宮野下です。

申請地は、JR宮野駅から南へ990mに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、大阪府堺市堺区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地に太陽光発電設備を設置し売電事業の拡大を図るものです。

なお、この事案につきましては、太陽光発電設備の設置にあたり必要となる 関係法令の申請の提出がされていないため、農地法第5条第2項第3号の一般 基準において、計画の実現性に問題があることを指摘したところ、後日提出す る旨の連絡を受けておりますので、審議保留といたします。

議案第34号、宮野下です。

申請地は、JR宮野駅から南西へ650mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は、宅地化が進み、通学、買い物等の居住環境に恵まれているため需要が見込めることから宅地分譲を行うものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第35号、元町です。

申請地は、JR湯田温泉駅から北へ1.1kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地は、小学校に隣接しており、また市の中心部に近く利便性が良いため需要が見込めることから宅地分譲を行うものです。

議案第36号、中尾です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北へ2.6kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

法人の代表者が所有する日照条件の良い申請地を借り受け、太陽光発電設備 を設置し売電事業への参入を図るものです。

議案第37号、維新公園五丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから南東へ420mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、広島県広島市安佐南区内に本店を有し、不動産業を営む法人です。 申請地周辺は、国道に近く交通の便が良く、市街地にも近く居住環境に恵まれているため需要が見込めることから宅地分譲を行うものです。

議案第38号、平井です。

申請地は、JR湯田温泉駅から南へ1.1kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、周南市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は、宅地化が進み、賃貸住宅に対する需要が見込めることから、共同住宅を建設するものです。

議案第39号、秋穂東です。

申請地は、大海総合センターから北西へ170mに位置する、公共施設から 近距離の地域内にある、第3種農地です

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

申請地を借受け、太陽光発電設備の設置工事及び、維持管理のための進入路を整備するものです。

議案第40号、秋穂東です。

申請地は、大海総合センターから南西へ300mに位置する、公共施設から 近距離の地域内にある、第3種農地です

申請人は、周南市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

なお、この事案につきましては、融資証明の提出が地区協議会までに提出されず、目的の実現に必要な資力の確認ができなかったため、農地法第5条第2項第3号の一般基準において、計画の実現性に問題があるため指摘したところ、後日提出する旨の連絡を受けておりますので、審議保留といたします。

議案第41号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から西へ510mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地は閑静な場所にあり、交通の便も良く需要が見込めるため、建売住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

議案第42号、嘉川です。

申請地は、JR嘉川駅から西へ450mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、岩国市内に居住する無職の者です。

日照条件の良い申請地を借り受け、太陽光発電設備を設置し、売電事業に 参入するものです。

議案第43号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から南東へ380mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、東京都中央区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。 日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業の拡 大を図るものです。

議案第44号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から南東へ430mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、東京都中央区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。 日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業の拡 大を図るものです。

議案第45号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ880mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県広島市中区内に居住する、会社員です。

日照条件の良い申請地を借り受け、太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

議案第46号、小郡上郷です。

申請地は、JR上郷駅から北東へ760mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、高知県高知市内に本店を有し、食品加工業を営む法人です。

事業が好調で社員を増員する必要があるため、工場及び現在の社員寮に近い申請地に社員寮を建設するものです。

議案第47号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から南へ1kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する、会社員です。

現在借家住まいであるが近々結婚するため、現在の住居に近い申請地に自己用住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては議案52号の事業計画変更が同時に申請されていますので、合わせてご説明します。議案は34ページになります。

昭和50年4月28日付けで自己用住宅を目的とした農地法第5条の許可を受けましたが、その後遠方に転勤が決まり、山口に帰る目途が立たず、近隣で自己用住宅建設地を探していた譲受人に譲り渡すものです。

こちらにつきましては、議案審議と採決は事業計画変更の項目で行います。

議案第48号及び議案第49号は、関連があるので一緒に説明いたします。 議案第48号、第49号徳地伊賀地です。

申請地は、徳地総合支所から南西へ3.6 kmに位置する、農用地区域内の 農地です。

申請人は、市内に居住する農業兼建設業を営む者です。

申請地の近くで、水路改修工事のための資材運搬道として仮設道を整備するものです。

なお、この事案につきましては、農用地区域を対象とした農地転用ですが、 一時的な転用でありかつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供すること が必要であると認められます。また、農業振興地域整備計画の達成に支障を及 ぼす恐れがないと認められるため、農地法施行令第18条第1項第1号に該当 し許可の対象となるものです。

また一時転用ですので、申請人からは平成31年3月15日までに現状を 回復する旨の誓約書が提出されています。

議案50号、阿東徳佐上です。

申請地は、JR船平山駅から北東へ280mに位置する農用地区域内の用途区分が変更された農地です。

申請人は、市内に主たる事務所を有する農地所有適格法人です。

作業場に近く利便性のある申請地を借り受け、農業機械格納庫を建設するものです。

なお、この事案につきましては、農用地利用計画において指定された用途 に供するための転用であり、農地法第5条第2項本文ただし書きに該当し、

許可の対象となるものです。

以上の農地法第5条の議案第23号から議案第32号及び議案第34号から議案第39号及び議案第41号から議案第50号について議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

安田会長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。 なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

北部地区委員

問題ありません。

中央地区委員

議案第33号は保留。それ以外は問題ありません。

川東地区委員

議案第40号は保留。それ以外は問題ありません。

川西地区委員

問題ありません。

徳地地区委員

問題ありません。

阿東地区委員

問題ありません。

安田会長

事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。議案第23号から議案第32号及び議案第34号から議案第39号及び議案第41号から議案第50号につきましては、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

なお、議案第48号、及び議案第49号につきましては、私が利害関係者 に当たりますので、この場を退席し、議長を神田職務代理に交代します。

(事務局の誘導により、安田会長、退席)

神田職務代理

それでは、他の議案と切り離して、最初に議案第48号、及び議案第49号の審議を行います。

それでは議案第48号、及び議案第49号の議案審議に入ります。 委員の皆さんの意見を求めます。意見・質問はありませんか。

【意見なし】

神田職務代理

それでは採決に入ります。

ただいま審議しました議案第48号、及び議案第49号について採決を行います。議案第48号、及び議案第49号について、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

神田職務代理

挙手多数と認め、ただいま審議いたしました議案第48号、及び議案第4 9号について、許可といたします。

それでは、以後の議事につきましては、安田会長に議長を交代いたします。 安田会長の入室をお願いいたします。

(事務局の誘導により、安田会長入場)

安田会長

それでは、保留事案、事業計画変更関連事案を除く議案の審議に入ります。 委員の皆さんの意見を求めます。意見・質問はありませんか。

恒冨委員

議案第50号について質問します。参考位置図の52ページですが、点線で囲った部分を教えてください。

事務局

こちらの部分は、一体利用地で雑種地と原野になります。

恒冨委員

了解しました。

安田会長

その他、質問等ありますか。

【意見なし】

安田会長

それでは、採決に入ります。

ただいま審議しました農地法第5条に係る申請について、保留事案、事業計画変更同時申請事案を除く、議案第23号から議案第32号及び議案第34号から議案第39号及び議案第41号から議案第46号、及び議案第50号について、一括で採決を行います。

農地法第5条に係る申請について、全て許可とすることに賛成の方の挙手 を求めます。

【委員挙手(多数)】

安田会長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第5条に係る申請については、 山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い「許可」といたします。

次に、事業計画変更に係る申請についての審議を始めます。 事務局より説明をお願いします。

事務局岩本

それでは、33ページをご覧ください。 合わせて参考位置図53ページをお開きください。

議案第51号、滝町、事業計画変更です。

申請地は、県庁から北西へ390mに位置する、公共施設から比較的近距離の位置にある第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、建設業を営む法人です。

平成28年2月29日付けで、事務所兼倉庫及び資材置場を目的とした農地法第5条の許可を受けたが、申請地が土砂災害特別警戒区域と判明したため、計画建物の規模を縮小するものです。この度、老後の世話を受けるため別居中の娘と同居するための自己用住宅を建設する計画を立て、適地を選定したところ、申請地以外の適地がなかったため、事業目的を見直すものです。

議案第52号、阿知須、事業計画変更です。

この事案につきましては、議案第47号の農地法第5条申請と合わせてご説明しましたので省略いたします。

以上の事業計画変更の議案につきましては議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響など

を確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでご ざいます。御審議よろしくお願いいたします。

安田会長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。 なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

中央地区委員

問題ありません。

川西地区委員

問題ありません。

安田会長

只今、事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

農地法第5条の議案第47号、議案第51号、及び議案第52号は、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

安田会長

それでは、審議に入ります。委員の皆さんの意見を求めます。意見・質問 はありませんか。

【意見なし】

安田会長

それでは、以上で議案第47号、議案第51号、及び議案第52号の事業計画変更の議案審議を終わります。採決に入ります。只今審議しました事業計画変更に係る審議について、一括で採決を行います。事業計画変更に係る申請について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

安田会長

挙手多数と認め、只今審議しました事業計画変更に係る申請については、 「許可」といたします。

安田会長

次に、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局岩本

それでは、35ページをご覧ください。

農用地利用集積計画について説明いたします。

議案第53号です。

地区協議会において、協議していただいたとおりで、

合計84筆126,764㎡でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると報告を受けております。御審議よろしくお願いいたします。

安田会長

只今、事務局から議案説明がありましたが、各農業委員又は推進委員から 意見等があればお願いします。

【意見なし】

安田会長

それでは、特に意見がないようですので、只今審議しました農用地利用集 積計画につきまして、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求め ます。

【委員挙手(多数)】

安田会長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画通り「決定」とします。今回は農用地利用配分計画に対する意見聴取はございません。

次に、向山上地区特定農用地利用規程に対する審議を行います。議案説明を事務局よりお願いします。

事務局岩本

それでは、36ページをご覧ください。

議案第54号、向山上地区特定農用地利用規程の認定に対する意見聴取です。

農地利用改善組合特定利用規程について、山口市長より農業経営基盤強化促進法に基づき、意見を求められています。本事業は、地域の農地の有効利用と、農業経営の改善を行うことを目的としております。当該利用規程においては、各条項で実施区域や作付け地の集団化の促進、栽培管理の改善の促進など農用地の利用関係の改善、特定農業法人名田島農産への利用集積を図ることなどが定められており、山口市の「農業経営基盤の強化に関する基本

的な構想」に適合しております。ご審議よろしくお願いいたします。

安田会長

只今、事務局から議案説明がありましたが、各農業委員又は推進委員から 意見等があればお願いします。

【意見なし】

安田会長

特に意見がないようですので、ただいま審議しました議案第54号の特定 農用地利用規程の認定に対する意見聴取について、採決を行います。

この件につきまして、妥当とする方の挙手を求めます。

【委員挙手(意見なし)】

挙手多数と認め、向山上地区特定農用地利用規程については、「妥当である」として、山口市に回答します。

次に、現況証明についての審議を行います。議案説明を事務局よりお願い します

事務局岩本

それでは、64ページをご覧ください。

合わせて、参考位置図55ページをお開きください。

議案第55号、大内御堀です。

登記地目が田の土地2筆、合計157㎡については、平成3年頃に建物を新築した際、擁壁を作り、敷地の一部として利用され現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお 諮りするものです。

議案第56号、大内千坊二丁目です。

登記地目が田の土地1筆、119 m²については、平成8年頃から駐車場として利用され現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお 諮りするものです。

議案第57号、宮野下です。

登記地目が田の土地4筆、320㎡については、昭和48年頃から、住宅

への進入路及び宅地の一部として造成され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお 諮りするものです。

議案第58号、吉田です。

登記地目が田の土地1筆、103㎡については、昭和58年から隣接地と ともに宅地として一体利用され現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお 諮りするものです。

議案第59号、嘉川です。

登記地目が田の土地2筆、1,747㎡と、畑の土地1筆、69㎡については、昭和50年頃から耕作が放棄され、その後竹木が繁茂し、現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第60号、小郡高砂町です。

登記地目が畑の土地2筆、1, 274 mについては、昭和59年頃から駐車場として利用されており、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお 諮りするものです。

議案第61号、小郡高砂町です。

登記地目が畑の土地1筆、17㎡については、昭和54年10月から隣接 宅地の庭として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお 諮りするものです。

現況証明については以上です。御審議よろしくお願いいたします。

安田会長

それでは、議案審議に入ります。只今、事務局から議案説明がありましたが、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

安田会長

特に意見がないようですので議案第55号から議案第61号までの現況 証明を発行することに「異議なし」とする農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

安田会長

挙手多数と認め、現況証明につきましては全て発行することといたしま す。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。 次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局岩本

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表をご覧ください。11月分の受付状況は記載のとおりです。また、報告第2号の意見聴取事案については、別紙のとおりです。報告第3号については、第6回総会における審議保留事案です。事業計画の不備が修正出来ていませんので本日の総会においても審議保留とするものです。報告については以上です。

安田会長

只今、事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

安田会長

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【意見なし】

安田会長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、平成30年度第7回山口市農業委員会総会議事録である。

平成30年12月14日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長

署名委員

署名委員

記録者